

学校いじめ防止基本計画



野田市立二川中学校

1 基本理念

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍する等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と定義する。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた生徒の立場に立つ。

(2) いじめ防止対策の基本理念（いじめ防止対策推進法第3条）

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

(3) 生徒の責務（いじめ防止対策推進法第4条）

すべての生徒は、いじめを行ってはならない。

(4) 学校及び職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(5) 保護者の責務（いじめ防止対策推進法第9条）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

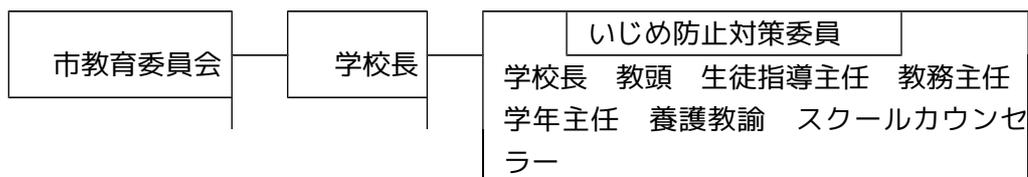
保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

2 組織

(1) いじめ防止対策の組織

校長（総括）、教頭（渉外）、生徒指導主任（支援）、教務主任（調整・記録）、学年主任（支援）、養護教諭、スクールカウンセラー（支援）



	日常的な協議、取り組み	事案の対応に関すること
校長	○	○
教頭	○	○
教務主任	○	○
生徒指導主任	○	○
学年主任	○	○（当該学年）
各学年生徒指導担当	○	○（当該学年）
教育相談担当	○	△
養護教諭	○	△
スクールカウンセラー	△	△
担任	△	○（当該学年）
部活動顧問	△	△
その他関係職員	△	△

○…原則として参加 △…必要に応じて参加

(2) 組織の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ③ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。

(3) 会議の開催

- ① 週に1回の生徒指導部会・主任会と、共同で会議を行う。
- ② いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開催する。

3 いじめの未然防止について

- ・ 全教育活動を通してよりよい人間関係を築く。
- ・ 学校行事等の取り組みを充実させ、全校での一体感を共有させる。
- ・ 多くの教師が、どの生徒にも気軽に関わっていける雰囲気をつくる。
- ・ 学校全体で暴力、暴言を許さない。
- ・ 道徳教育の中で、価値（良さ）、人間（弱さ）、他者（多様さ）の理解の場の設定に努め、考え、議論する授業づくりを推進する。
- ・ 教育相談を実施し、生徒の変化にいち早く気づく。（11月～12月）
- ・ いじめに向かわせない、主に学校で取り組むべき課題を認識する。

4 いじめの早期発見、早期対応

(1) いじめは、日常生活の何気ない中で起こる。教師は生徒の学校生活、保護者は家庭生活の中で、生徒の生活ぶりに注視し、互いに密に連携して未然防止及び早期発見に努める。

- ① 日常の教育相談の充実及び些細なことでも相談しやすい体制の構築と指導。
- ② 子どもの変化を見逃さず、変化が見られた時には保護者と情報共有を行う等、いじめの早期発見に努める。
- ③ 複数の職員による観察及び学年会、週1回の主任会、生徒指導部会による共通理解。
- ④ 昼休み等、授業時間外の生徒の人間関係にも注視する。
- ⑤ 学校の相談窓口担当者は全教職員及びスクールカウンセラー（SC）とする。また専門機関との連携を図り、教育相談やカウンセリングの充実を促進する。

(2) いじめ調査の実施

- ① 第1回「いじめ実態調査」の実施（6月）
「いじめ実態調査」の追跡調査（9月）
継続支援状況の確認（通年）
- ② 第2回「いじめ実態調査」の実施（11月）
「いじめ実態調査」の追跡調査（1月）
継続支援状況の確認（通年）

(3) いじめの情報が得られた場合、生徒指導主任及び学年主任を通した上で、教頭、校長まで速やかに報告をあげ、いじめ防止対策委員会をはじめ学年等組織で情報共有及び対応策を協議する。

(4) いじめに対する措置

- ① いじめ又はいじめの疑いがあった場合は、速やかにいじめ防止対策委員会をはじめ、学年等組織で情報共有を行い、対応方針の決定及び役割分担を行う。
- ② 得られた情報をもとに、速やかに関係生徒に聞き取りを行う等、事実関係の確認を行う。
いじめの情報については、1つの事象にとらわれず、全体像を把握する。また、1人ではなく複数名で聞き取りを行う等、正確かつ詳細な事実確認に努める。
- ③ 関係保護者に対し、確認できた事実関係及び対応方針の報告、関係生徒へのケアを含め、速やかに連絡し、協力体制の構築及び連携を図る。
- ④ いじめを行った生徒への指導
 - いじめを行った生徒の話にも傾聴し、いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。自分はどうすべきだったのか、これからどうしなくてはならないのか、何よりも相手の心の痛み、悲しみを十分に理解させ内省を促す。
 - 保護者にいじめの事実を説明し、理解と協力を得る。
- ⑤ いじめられた生徒及び、その生徒を助けようとした生徒への支援
 - 徹底して守り抜くことを本人・保護者に伝える。
 - 対応方針について説明するとともに、不安な点や要望を聞き取り、対応策を示す。
 - 指導の結果、いじめの調査結果について本人・保護者へ情報提供をする。
- ⑥ 犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、速やかに野田市教育委員会や所轄警察署、青少年指導センター等と連携して対処する。
- ⑦ 観衆、傍観者への指導

○事案に応じて、学級や学年等、全体の問題としても考えさせる。
○いじめは絶対に許されない行為であるということ、いじめ根絶に本気で取り組む姿勢を生徒に示す。

○人権意識の醸成を図る。

⑧ いじめの解消について

いじめられた生徒の安心安全を確保する。指導後、いじめに係る行為が止んでいること、心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認する。また、いじめ行為が止まったと表面的に判断せず、継続的な支援・指導を行う。

※上記の順序はあくまで原則とし、事案のケースに応じて臨機応変に対応する。

5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処できるよう、必要な啓発活動として、情報モラル研修会及び生徒対象の講習会等を行っていく。

5 重大事態への対処について

いじめにより生命心身財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに次の対処を行う。

1

重大事態の発生を野田市教育委員会に速やかに報告する。

発見者→校内いじめ防止対策会議→校長→野田市教育委員会

2

必要に応じて教育委員会と協議し、当該事案に対処する組織を設置する。

3

関係生徒・保護者に対して調査方針を説明する。

4

上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査及び指導・支援を行う。

5

関係生徒・保護者に対して調査結果を報告する。

6

重大事態の調査結果を野田市教育委員会に報告する。

6 公表、点検、評価等について

(1) 学校いじめ防止基本計画について

①いじめ防止のための組織を中心に、全職員で基本方針の点検や見直しを行う。

②基本計画は、学校ホームページで公表する。

(2) いじめについての取り組みについて

①学校評価を活用し、いじめ防止の取り組みについて、生徒、教職員、保護者が評価する。

②評価結果の分析に基づき、取り組みの改善を図る。

③評価結果を公開し、生徒、保護者、地域へ周知する。

令和6年度 いじめ対策年間計画

◆：教職員間の活動 ○：生徒・教職員・保護者の活動

	実施計画	学校行事
4月	◆校内いじめ防止対策会議 ・職員全体でのいじめ対策についての共通理解 ○学校のいじめ対策の保護者への説明・啓発 ◆学校いじめ防止基本方針の確認	始業式 入学式 避難訓練
5月	◆校内いじめ防止対策会議	林間学校
6月	◆校内いじめ防止対策会議 ○学校生活アンケート	修学旅行 スポーツフェスティバル
7月	◆校内いじめ防止対策会議 ◆スクールロイヤーによる研修 ○情報モラル教育 ○学校評価の実施、いじめに関する項目についての検討	夏季休業前全校集会
8月		
9月	9月 ◆校内いじめ防止対策会議 ○夏休み明けの生徒の変化の把握 ○Q-Uの実施・分析	夏季休業明け全校集会 避難訓練
10月	◆校内いじめ防止対策会議 ◆校内研修「いじめ防止研修」 ○学校生活アンケート	前期終業式 後期始業式 文化祭
11月	◆校内いじめ防止対策会議 ○教育相談	
12月	◆校内いじめ防止対策会議 ・2学期のいじめ対策の状況確認、3学期の体制準備 ○学校評価の実施、いじめに関する項目についての検討	冬季休業前全校集会
1月	◆校内いじめ防止対策会議 ○冬休み明けの生徒の変化の把握 ○Q-Uの実施・分析	冬季休業明け全校集会
2月	◆校内いじめ防止対策会議 ・次年度に向けた学校いじめ防止基本方針の見直し	
3月	3月 ◆校内いじめ防止対策会議 ・年間のいじめ対策の状況の振り返り、次年度年間計画の確認 ◆学校間・学年間の情報交換、指導記録の引継ぎ	3年生を送る会 卒業式 修了式

～相談窓口～

よりそいホットライン

0120-279-338

こころの健康相談統一ダイヤル

0570-064-556

STANDBYアプリ

※ アクセスコードは生徒に周知済

24時間子供SOSダイヤル（全国共通）

0120-0-78310

千葉県子どもと親のサポートセンター（24時間）

0120-415-446

子どもの人権110番（全国共通）

（千葉法務局内 月～金 8：30～17：15）

0120-007-110

千葉いのちの電話（24時間）

043-227-3900

チャイルドライン千葉（毎日 16：00～21：00）

0120-99-7777